

要請出動サービス約款

第1条（目 的）

本契約は、表記記載のご契約対象施設に対して、当社が指定する電気通信事業者（別表参照、以下「指定事業者」という）が提供する遠隔操作仕様の Web カメラシステム（以下「カメラシステム」といいます）を使用し、ご契約申込書に記載するお申込者ご本人（以下「お客様」といいます）がセントラル警備保障株式会社（以下「C S P」といいます）に対し、要請出動サービス（以下「本サービス」といいます）を臨時に委託することについて取り決めることを目的とします。

第2条（契約期間）

契約期間は表記記載のとおり（指定事業者の工事日から1年間）とします。
2. 期間満了の1ヶ月前までに、お客様またはC S Pからの別段の意思表示がない場合は、さらに1ヶ年間継続されるものとし、以後この例によるものとします。

第3条（要請出動サービスの受託条件）

本サービスは、お客様がご契約申込書に記載のご契約対象施設において発生した物的または人的異常事態をカメラシステムにより感知したときに、お客様が電話によりC S Pに出動を要請し、C S Pは所定の待機所に待機中または近隣を巡回中の社員（以下「パトロール員」といいます）を現地に急行させて、ご契約対象施設の異常事態発生の有無を可能な範囲で確認及び処置をし、確認及び処置結果をお客様に報告することを目的とします。
2. 本サービスは、異常事態に対しお客様からの要請に基づいて限られた範囲で支援することを目的とするもので、お客様側において発生する被害または損害を予防するものではなく、また、C S Pの責によらない事由により発生した被害または損害を補償するものではありません。
3. お客様は、C S Pに出動を要請するご本人であることを証するのに必要な暗証番号を、C S P所定のご契約申込書に別途取り決めのとおり記載するものとします。また、お客様が暗証番号の変更を希望する場合は、その旨を延滞なくC S Pへ申し出るものとします。
4. お客様は、C S Pが出動結果を通知する緊急時のご連絡先及び優先順位を、C S P所定のご契約申込書により予めC S Pに届け出るものとします。また、お客様が緊急時のご連絡先の変更を希望する場合は、その旨を延滞なくC S Pへ申し出るものとします。
5. 本サービスの要請者は、ご契約申込書に記載するお客様及びお客様のご家族で、かつ、第3項でいう暗証番号を認知している方に限るものとします。
6. C S Pは、要請者がお客様及びお客様のご家族であることが確認できないときは、本契約上の履行義務を負わず、出動を受諾しないものとします。なお、要請者がお客様及びお客様のご家族であるか否かの確認については、当社規定の確認方法とします。
7. お客様及びお客様のご家族がC S Pに出動を要請する方法は電話に限るものとし、ご契約申込書に記載のC S P担当支社・要請時の電話番号宛てとします。

8. C S Pの要請出動の受付時間帯及びパトロール員の出動時間帯は、全1日とします。
9. C S Pは、お客様からの出動の要請に対し受諾の可否を判断するものとし、C S Pが出動を応諾した時点で要請出動サービス契約が成立したものとします。
10. パトロール員が現地に到着するのに要する時間については迅速を旨とするも、契約上の義務をC S Pは負いません。
11. パトロール員が現地で業務遂行に使用する時間は、原則として30分以内とします。お客様の要請によりこの時間を超過することとなる場合は、30分超過するごとに、お客様はご契約申込書に記載の出動料金額相当額を追加して支払うものとします。
12. パトロール員の現地における業務実施要領は、次の各号のとおりとします。
（1）ご契約対象施設の出火有無の確認及び可能な限りの初期消火活動と必要に応じた消防機関への通報
（2）ご契約対象施設への侵入の有無の確認及び必要に応じた警察機関への通報
（3）要請があった場合の、ご契約対象施設における外観状況等の確認
（4）ご契約対象施設における入居者等の安否確認、観察確認及び必要に応じた消防機関または警察機関への通報
（5）その他、お客様からの出動要請時に、C S Pが対応可能と判断した下記を除く事態
ア. 争いごと・もめごと等の仲裁、物販者・無許可集会者等の排除
イ. 迷惑駐車車両への対処
ウ. トイレ詰まり・照明の交換・動植物等の処置
エ. ゴミ・汚物・廃棄物等の処理
オ. （1）から（5）に類する業務実施要領以外の業務
13. 前項各号記載の異常事態に関する確認は、ご契約対象施設の外部からの確認作業のみとします。
但し、パトロール員が緊急対処を要すると判断したときは、扉または窓等の一部を破壊してご契約対象施設に入り本サービスを遂行するものとし、これによってご契約対象施設に生じた破損・汚損等の損害箇所の原状回復義務をC S Pは負いません。
14. お客様側の生命・身体状況の異変の程度の医学的判断及びパトロール員による応急処置等の医事行為、医療類似行為または救急病院へのパトロール員による搬出、等の医療支援活動は一切行わないものとします。
15. パトロール員が本サービスを遂行するに際し、ご契約対象施設及び同敷地内の家具・物品等を破損または汚損した場合は、故意または重過失である場合を除き、C S Pはその責を負いません。
16. C S Pからの緊急時のご連絡先は、ご契約申込書に記載の優先順位とし、出動結果及び対応措置につきましてはご指定いただきました方法（電話連絡、現地への報告書提出もしくはF A Xのいずれか）により速やかに報告します。
17. お客様は、警察や消防からの通報等により、C S Pの本サービスの遂行に影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあることを知った場合は、直ちにC S Pに通知するものとします。

18. C S Pは、C S Pの責に帰すべき事由により、直接、お客様（同居人及び関係者を含む）に与えた損害を補償します。

第4条（出動料金と月額基本料金）

お客様の要請に基づいて、パトロール員によるご契約対象施設の異常事態発生の確認及び処置が行われた場合の出動料金については、出動1回当たり、金5,250円（消費税込）を支払うものとします。また、現地到着後の業務遂行時間は、概ね30分とし、お客様の要請によりこの時間を超過する場合は、30分毎に別途追加料金、金5,250円（消費税込）が発生いたします。
（1）出動料金の支払いは、1ヶ月毎の後払いとし、クレジットカードによりお支払頂きます。
（2）上記クレジットカードによる支払は別途、警備料金等クレジットカード支払い依頼書に記載されたクレジットカード会社を通じてお支払頂きます。
（3）表記に定める料金額は、経済情勢の変動あるいはやむを得ない事情がある場合は改定する場合があります。
2. 月額基本料金については、金735円（消費税込）とし、指定事業者が収納します。
月額基本料金のお支払いについては、別途、お客様と指定事業者での取り決めによるものとします。

第5条（停 止）

C S Pは、次の各号の事態が発生したときは、お客様にその状況を告知して、その状況が止むまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
（1）天災地変、暴動、公権力による処分等の不可抗力、または本サービスの実施を著しく困難とする事態の発生
（2）お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合
（3）お客様が支払いを停止した場合
（4）お客様から本サービス停止の申出があった場合
（5）指定事業者のサービス提供停止があった場合

第6条（契約の解除）

お客様またはC S Pが、次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告することなく本契約を解除することができることとします。
（1）差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき
（2）会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産、特別清算、競売の申立を受けたとき
（3）自ら、任意整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、自己破産の申立をしたとき
（4）自ら振出した手形、小切手が手形交換所の不渡処分を受けたとき
（5）支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
（6）指定事業者が提供するサービスに関し、お客様が別途契約する当該契約が解約になったとき
2. お客様またはC S Pが、次の各号のいずれかに該当したときは、相

手方は相当な期間を定めて催告し、本契約を解除することができるものとします。

- (1) お客様が料金の支払を遅滞した場合
- (2) C S P が本サービスの提供を怠ったとき
- (3) 前第 5 条の本サービスの提供停止の理由となった事実が解消しないとき
- (4) 信用及び財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (5) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき

第 7 条（反社会的勢力であることを理由とする無催告解除）

お客様及び C S P は、相手方に対し次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告することなく本契約を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合
- (2) 暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配し、または、反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
- (3) 法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
- (4) C S P、もしくは C S P の関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合
- (5) C S P が本条により本契約を解除した場合には、お客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

第 8 条（解 約）

お客様は、本契約の契約期間途中でであっても、やむを得ない場合を除いて、1 ヶ月前までに所定の方法にて通告することにより、本契約を解約することができるものとします。

- 2. 前項のお客様からの解約の申し出については、全て指定事業者にて受け付けるものとします。

第 9 条（契約の終了）

解除、解約、または期間満了により、本契約が終了したときは、お客様は未払警備料金を直ちに支払います。

- 2. C S P の責に基づく解除による場合を除き、お客様の解約または解除に基づき本契約が終了した場合には、既にお支払いいただいた月額基本料金の日割り精算等の払い戻しは致しません。

第 10 条（緊急措置）

本サービスの実施上緊急やむを得る場合においては、C S P は C S P が必要と認める措置をとることができるものとします。

第 11 条（機密保持）

お客様並びに C S P は、本契約の実施にあたり知り得た相手方の

機密事項を他に漏洩してはなりません。本契約の終了した後も同様とします。

第 12 条（お客様の情報）

C S P は、お客様の同意を得ることなくお客様の情報を第三者に提供・開示しません。但し、法律の定めないし法律の手続きにより開示が必要とされる場合は開示する場合があります。

第 13 条（契約内容の変更）

本契約の諸条件について、お客様と C S P は適時に協議して、これを改定することができるものとします。

第 14 条（譲渡禁止）

お客様並びに C S P は、互いに相手方の同意なくして本契約上の地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

第 15 条（協 議）

お客様と C S P は互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商慣習に従うほか、お客様・C S P 双方にて協議して決定します。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、C S P の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

別表

(株)ジェイコム東京、(株)ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコムさいたま、(株)ジェイコム千葉、(株)ジェイコム関東、(株)城北ニューメディア、(株)シティケーブルネット、(株)ジェイコム東上、江戸川ケーブルテレビ(株)、(株)シティテレコムかながわ、(株)横浜テレビ局、(株)ジェイコム札幌、宮城ネットワーク(株)、(株)ジェイコムウエスト、(株)ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン(株)、豊中・池田ケーブルネット(株)、高槻ケーブルネットワーク(株)、東大阪ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコム福岡、(株)ジェイコム北九州、(株)ケーブルネット下関